

平成 25 年 9 月 30 日  
中部地方整備局河川部  
新丸山ダム工事事務所  
設楽ダム工事事務所  
浜松河川国道工事事務所  
三峰川総合開発工事事務所

## 平成 25 年度における中部地方整備局管内の ダム事業費等監理委員会 開催結果について

ダム建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階に至るまで、長い期間と多額の事業費を必要とするプロジェクトであり、事業者として、これまでも増して、より一層のコスト縮減、工期遵守に取り組んでいくことが求められています。

このため、平成 20 年 8 月 5 日に事業ごとに「ダム事業費等監理委員会」を設置し、毎年、コスト縮減策やその実施状況、事業の進捗状況、工事工程の進捗状況等について、ご意見を頂いております。

平成 25 年度については、委員会を開催し、次のご意見を頂きました。

なお、委員会の説明資料等については、各事業のホームページでご覧頂けます。

### <開催結果>

【新丸山ダム事業費等監理委員会】<http://www.cbr.mlit.go.jp/shinmaru/>

- ダム検証における「継続」の対応方針決定を受け、本体工事に向け必要な事業を今年度も含め、効率的に実施されたい。
- ダム検証において、全体工期を検証終了後 16 年と示されているが、今後、さらなる工期短縮やコスト縮減に努められたい。
- 電力需給のあり方の議論がなされている社会情勢を鑑み、水力を活用した発電を促進させるべきではないか。（全事業共通）
- H24 予算における土捨場の土砂流出対策の工事費の一部を、生活再建道路の調査設計費に活用しているが、生活再建道路を優先した理由は何か。

（事務局からの説明）

・生活再建道路の整備箇所において、産廃処理場建設計画があったことから、当該区間のみ未整備となっていたが、計画予定地等が岐阜県へ譲渡され、整備を進められることとなった。これまで、移転いただいた方の生活にご不便をお掛けしていたことから、土捨場の土砂流出対策の整備とともに、生活再建道路の調査・設計を進めたところ。

なお、土捨場の土砂流出対策の進捗に影響のない範囲で予算を活用している。

【設楽ダム事業費等監理委員会】

<http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/01menu/18kanshi/kanshi.html>

- 地域住民への必要な説明がきちんと行われていることが確認できたが、今後も適切に実施されたい。
- 地域住民への補償については、道路整備等の基盤整備をされているとのことであるが、地域住民の個々の生活も考慮した様々な施策を考えていただきたい。
- 予算の実施内容（H24の当初と変更、H24とH25の金額の相違点等）において、説明資料をわかりやすく作成されたい（全事業共通）。
- 生活再建道路は現在設計をしている段階とのことであるが、今後コスト縮減に努められたい。

【天竜川ダム再編事業費等監理委員会】 <http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/>

- 現在の事業の進捗状況はどの段階なのか。  
（事務局からの説明）
  - ・段階的な対応策を含めた治水・堆砂対策計画の案については平成25年度中のとりまとめを目標に検討を進めている。
- 治水・堆砂対策計画の検討については、何に注目してどの様に評価するのか、また、それをできるだけ定量的に示すよう整理されたい
- 置土実験の目的と結果が、事業への様に反映されるのかを分かりやすく整理されたい。
- 平成24年度の治水・堆砂対策計画の検討等における各実施内容について、業務からどの様な結果が出て、事業への様に繋がるのかといった関係性を整理されたい。

【三峰川総合開発ダム事業費等監理委員会】 <http://www.cbr.mlit.go.jp/mibuso/>

- 排砂による下流への影響を検証しつつ、天竜川全域として土砂管理に取り組んでいくべき。  
（事務局からの説明）
  - ・土砂バイパス施設の運用による下流への影響はこれまでのモニタリング結果からは認められていないが、湖内堆砂対策施設の運用による下流への影響についても、今後検証していく。
  - ・天竜川流域全体としては、総合土砂管理の観点から、今後も水系全体の課題として取り組んでいく。
- コスト縮減策については、同様の取り組みを行っている事業間で情報共有を図られたい。（全事業共通）
- 分派堰上流の管理移行後の堆砂対策の考え方についても整理するように。  
（事務局からの説明）
  - ・管理移行後も堆砂対策として土砂排除を行っていく必要があるが、土砂排除にあたっては、民間砂利採取も活用しつつ、コスト縮減に努めていく。

<問合せ先>

国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課

課長補佐 武田 真吾

TEL 052-953-8148

国土交通省中部地方整備局新丸山ダム工事事務所

副所長 青島 重行

TEL 0574-43-2780

国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所

副所長 栗木 信之

TEL 0536-23-4331

国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所

副所長 水野 益宏

TEL 053-466-0111

国土交通省中部地方整備局三峰川総合開発工事事務所

副所長 瀬古 眞一

TEL 0265-98-2921

## 新丸山ダム事業費等監理委員会 運営要領

### 第1条（総則）

本要領は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会設置要領（平成20年3月31日付国部整河計第92号）」第6条の規定に基づき、新丸山ダム事業費等監理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

### 第2条（組織）

1. 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を総括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

### 第3条（所掌事項）

委員長は、事務所長からの要請を請けて委員会を招集するものとする。委員会は、原則として以下の事項について、確認を行うとともに意見を述べるものとする。なお、これ以外の事項について、事務所長から要請のあった場合には、確認を行うとともに意見を述べるものとする。

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 当該年度の予算と事業内容
- 3) 当該年度の目標とスケジュール
- 4) コスト縮減策の具体的な内容

### 第4条（委員の任期）

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から5年間とする。なお、5年以内に当該事業が完成した場合は、管理に移行する日までとする。

### 第5条（事務局）

委員会の事務局は、新丸山ダム工事事務所工務課に置くものとする。

### 第6条（委員長への委任）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

### 附則

この運営要領は、平成20年8月5日から適用する。  
平成23年11月1日 一部改定。  
平成25年8月28日 一部改定。

## 新丸山ダム事業費等監理委員会・名簿 委員

区分	専門分野	氏名	所属
学識経験者	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	すずき やすひこ 鈴木 泰彦	中日新聞社設楽通信部／編集委員
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学総合情報メディアセンター 高度情報システム開発研究部門／教授
関係機関		いわさき よしひさ 岩崎 福久	岐阜県県土整備部河川課長
		むかい かつゆき 向井 克之	愛知県建設部河川課長
		まんなか あきお 満仲 朗夫	三重県県土整備部河川・砂防課長
		かわぐち まさき 川口 雅樹	関西電力(株)東海支社 土木グループチーフマネジャー

(順不同、敬称略)

## 事務局等

区分	氏名	所属
中部地方整備局	わたなべ まもる 渡邊 守	河川部広域水管理官
	あんどう もとはる 安藤 元治	新丸山ダム工事事務所長
	やまもと あきひろ 山本 昭弘	丸山ダム管理所長

## 設楽ダム事業費等監理委員会 運営要領

### 第1条（総 則）

本要領は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会設置要領（平成20年3月31日付国部整河計第92号）」第6条の規定に基づき、設楽ダム事業費等監理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

### 第2条（組 織）

1. 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を総括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

### 第3条（所掌事項）

委員長は、事務所長からの要請を請けて委員会を招集するものとする。委員会は、原則として以下の事項について、確認を行うとともに意見を述べるものとする。なお、これ以外の事項について、事務所長から要請のあった場合には、確認を行うとともに意見を述べるものとする。

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 当該年度の予算と事業内容
- 3) 当該年度の目標とスケジュール
- 4) コスト縮減策の具体的な内容

### 第4条（委員の任期）

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から5年間とする。なお、5年以内に当該事業が完成した場合は、管理に移行する日までとする。

### 第5条（事務局）

委員会の事務局は、設楽ダム工事事務所工務課に置くものとする。

### 第6条（委員長への委任）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

### 附 則

この運営要領は、平成20年8月5日から適用する。

平成23年11月1日 一部改定。

平成25年8月28日 一部改定。

## 設楽ダム事業費等監理委員会・名簿

## 委員

区分	専門分野	氏名	所属
学識経験者	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	すずき やすひこ 鈴木 泰彦	中日新聞社設楽通信部／編集委員
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学総合情報メディアセンター 高度情報システム開発研究部門／教授
関係機関		まきはら ひろやす 牧原 弘康	愛知県地域振興部土地水資源課長
		むかい かつゆき 向井 克之	愛知県建設部河川課長
		こせむら しょうじ 小瀬村 昌治	愛知県企業庁水道部水道計画課長

(順不同、敬称略)

## 事務局等

区分	氏名	所属
中部地方整備局	わたなべ まもる 渡邊 守	河川部広域水管理官
	ふなはし やよい 舟橋 弥生	設楽ダム工事事務所長

## 天竜川ダム再編事業費等監理委員会 運営要領

### 第1条（総 則）

本要領は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会設置要領（平成21年4月23日付、国部整河計第11号）」第6条の規定に基づき、天竜川ダム再編事業費等監理委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

### 第2条（組 織）

1. 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を総括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

### 第3条（所掌事項）

委員長は、事務所長からの要請を請けて委員会を招集するものとする。委員会は、原則として以下の事項について、確認を行うとともに意見を述べるものとする。なお、これ以外の事項について、事務所長から要請のあった場合には、確認を行うとともに意見を述べるものとする。

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 当該年度の予算と事業内容
- 3) 当該年度の目標とスケジュール
- 4) コスト縮減策の具体的な内容

### 第4条（委員の任期）

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から5年間とする。なお、5年以内に当該事業が完成した場合は、管理に移行する日までとする。

### 第5条（事務局）

委員会の事務局は、浜松河川国道事務所開発工務課に置くものとする。

### 第6条（委員長への委任）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

### 附 則

この運営要領は、平成21年11月30日から適用する。

平成23年11月1日 一部改定。

平成25年8月28日 一部改定。

## 天竜川ダム再編事業費等監理委員会・名簿 委員

区 分	専門分野	氏 名	所 属
学識経験者	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	すずき やすひこ 鈴木 泰彦	中日新聞社設楽通信部／編集委員
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学総合情報メディアセンター 高度情報システム開発研究部門／教授
関係機関等		すずき かつひで 鈴木 克英	静岡県交通基盤部河川砂防局長
		まえかわ まもる 前川 守	電源開発(株)中部支店長代理

(順不同、敬称略)

### 事務局等

区 分	氏 名	所 属
中部地方整備局	わたなべ まもる 渡邊 守	河川部広域水管理官
	あまの くにひこ 天野 邦彦	浜松河川国道事務所長

## 三峰川総合開発ダム事業費等監理委員会 運営要領

### 第1条（総 則）

本要領は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会設置要領（平成20年3月31日付国部整河計第92号）」第6条の規定に基づき、三峰川総合開発ダム事業費等監理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

### 第2条（組 織）

1. 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を総括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

### 第3条（所掌事項）

委員長は、事務所長からの要請を請けて委員会を招集するものとする。委員会は、原則として以下の事項について、確認を行うとともに意見を述べるものとする。なお、これ以外の事項について、事務所長から要請のあった場合には、確認を行うとともに意見を述べるものとする。

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 当該年度の予算と事業内容
- 3) 当該年度の目標とスケジュール
- 4) コスト縮減策の具体的な内容

### 第4条（委員の任期）

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から5年間とする。なお、5年以内に当該事業が完成した場合は、管理に移行する日までとする。

### 第5条（事務局）

委員会の事務局は、三峰川総合開発工事事務所工務課に置くものとする。

### 第6条（委員長への委任）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

### 附 則

この運営要領は、平成21年10月30日から適用する。

平成23年11月1日 一部改定。

平成25年8月28日 一部改定。

## 三峰川総合開発事業費等監理委員会・名簿 委員

区分	専門分野	氏名	所属
学識経験者	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	すずき やすひこ 鈴木 泰彦	中日新聞社設楽通信部／編集委員
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学総合情報メディアセンター 高度情報システム開発研究部門／教授
関係機関等	関係行政機関	みやはら のぶあき 宮原 宣明	長野県建設部河川課長
	利水者等の1-サー	ふじさわ ゆきお 藤沢 幸男	長野県企業局次長

(順不同、敬称略)

## 事務局等

区分	氏名	所属
中部地方整備局	わたなべ まもる 渡邊 守	河川部広域水管理官
	こばやし けいじ 小林 敬司	三峰川総合開発工事事務所長
	きむら しゅうじ 木村 秀治	天竜川ダム統合管理事務所長